

葬送儀礼の茶俗

吉 村 亨

はじめに

ここでいう「茶俗」とは、年間の歳事や人生の通過儀礼といったライフサイクルに登場する茶の習俗を意味し、この茶俗の研究は、具体的には、正月・盆月や産育・婚礼・葬礼などに用いられる番茶や煎茶そのものもあり方、あるいはこれらの生活歳事や通過儀礼に重要な役割を担う献茶や供茶・施茶などの行為を検証することによって、茶というものが本源的に有する文化的な意味や社会的な認識を明らかにしようとするものである。この茶俗世界を象徴するキーワードが「茶湯(チャトウ)」で、中国の茶文化が日本に伝わって以来、古くは平安時代から見える言葉であるが、「喫茶」や「茶の湯」(茶道)を中心として展開してきた日本の茶文化史研究のなかで、この「茶湯」について論じられたことは無い。

かつて「産育・葬送儀礼にみる日中茶俗の比較研究」⁽¹⁾と題する論稿を公にしたことがある。そのなかでも掲

出した史料だが、慶長八（一六〇三）年に本編が刊行された『邦訳日葡辞書』⁽²⁾には「茶湯(Chato チャタウ)」の項目があり、次のように説明されている。

Cha yu(茶湯)ある場所、すなわち、死者の名前を記した小さな板(「位牌」)の前に供えて、その人に捧げる茶(Cha)と湯。Chatou o aguru(茶湯を上げる)上のようにしてその茶を供える

「茶湯(チャトウ)」といえ、今日、正月や七月の盂蘭盆といった生活歳事のなかに、あるいは出産・育児、婚礼や葬礼といった通過儀礼のなかにしばしば確認できる言葉だが、『日葡辞書』が公刊された時代には、「茶湯」といえば祖霊祭祀にもなつて茶を供える習俗として理解されていたと言つてもよい。後述するように、茶俗の歴史は十四世紀半ばの文献に遡つて語ることができるが、早期の史料として姿をみせはじめるのは、故人の忌日や法事・供養など、広い意味で葬送儀礼に属する世界においてであった。今回は、前稿の不備を補いながら、葬送儀礼の各段階に茶がどのように用いられ、それがいかなる意味をもっているのか、中国の喪礼茶俗をも合わせながら、その実態を明らかにしようとするものである。

1. 葬礼茶俗の歴史

茶の原郷ともいべき中国の茶俗の歴史は古いが、それもやはり葬礼茶俗に始まる。知見するかぎり、『礼記(地官)』の周成王誦元年(紀元前一―一五年)項に「茶を集め葬礼に用いる」とあるのがその最も早期の例だが、西周朝『山海経・南山経』には神霊祭祀に用いた「祝茶」「桂茶」の記載がみえ、南北朝の齊武帝肅頤が永明

十一(四九三)年に残した遺言には「生け贄の代わりに果物・菓子・茶・飯・酒で祭ること」を命じたとされる。また南宋朝の劉敬叔の怪奇小説『異苑』には、茶をもって墓を祭る家族が登場するという。中国の葬礼茶俗は、宋代には確立していたとみるべきで、漢民族はもとより、少数民族も茶を「聖なるもの」とし、茶で先祖を祭るのは普通のことであったといえよう。

日本の場合、葬礼にまつわる茶俗は、故人の忌日や命日などに行われる法事や法要などにおける供茶・献茶としてその姿を見せはじめる。所見した史料なかで、そうした事例の早期に属するのが『師守記』(暦応二(一三三九)年十月九日条の「今日浄空上人光臨有大茶、幸甚々々、今日故河内守師宗朝臣忌月也、仍浄空上人招引云々」という記載で、他に「今夕先忌精霊五七忌辰也、(中略)御対面、先羞時茶等、其後於御閉眼四間有説法、卒都波面妙法蓮華經一部、(中略)并七躰佛菩薩内地蔵像等供養之、(中略)及晚被送遣了」とあり、続けて「参墳墓」の記事がみえている。

法事や法要などにおける供茶・献茶の表現は様々で、足利尊氏が死去した延文三(一三五八)年四月三十日には「奠茶」⁽⁴⁾が催されており、勝定院(足利義持)の遠忌仏事には万里小路時房が「清茶」⁽⁵⁾を供えている。また、「清仲大居士大祥忌」に茶湯儀礼として「茶礼」⁽⁶⁾が行われているが、「投茶二十袋」⁽⁷⁾・「曳茶持参」⁽⁸⁾のように、茶そのものの持参や献供といったことが多かったようである。

葬礼茶俗に関連して興味深いのが、茶園や「茶湯料田」・「茶湯料」の寄進である。これについては、「日本茶俗史の研究」⁽⁹⁾(下)で詳細を記述する予定だが、ここではその概略を記しておこう。

喫茶の風が普及し茶文化がその裾野を広げていくなかで、十四世紀半ばともなれば、各地に茶園の分布が確

認されるようになり寄進や売買も増加してゆくが、その在り方に一般の田畠とは異なる側面を見いだすことができる。その早期の好例が、暦応四(三三)年閏四月二十一日付「沙弥十念高野山御影堂陀羅尼田寄進状」⁽¹⁰⁾である。

これは、沙弥十念が、紀伊国古佐布郷内馬場彦次郎垣内所在の茶園地子等を含む田地を、高野山御影堂に「陀羅尼料足」として寄進したのだが、寄進状の本文中に「且為訪二親徭亡妻爲菩提、且為祈十念現世安穩後生善処」とあるように、この茶園を含む二ヶ所の田畠は、沙弥十念が、夫婦二人の両親と今は亡き妻の菩提を訪(弔)い、また自分の現世安穩・後世善処をも祈願して自らが「願主」となって、高野山御影堂に寄進したものである。もろもろの障害を除いて種々の功德を受けるといわれる呪文が「陀羅尼」で、「陀羅尼料足」とは、菩提を弔い「現世安穩後生善処」を祈念した諷経や勤行あるいは月毎の宿忌法要などに集まった人々に振舞われる費用に充当するためのものと考えることができよう。検出できた史料の点数こそ多くはないが、事例の大半は、茶園・田畠などの寄進目的を尊霊の菩提を弔い後生善所のためとし、ときには寄進者本人の逆修や滅罪生善を祈願しての寄進もみえている。文中にそうした目的に関する記載はみえないが、「葉室山御霊前」に所在した茶園を寄進した文和三(三三五)年十二月二十一日付「葉室長光茶園寄進状」も同様のものと考えられるべきだろう。⁽¹¹⁾ 寄進に際して、わざわざ置文が作成されるということもあつた。『勝尾寺文書』貞治五(一三六六)年十月十七日付「比丘尼見心置文」⁽¹²⁾はその一例で、置文本文には「件之田畠茶園樹等、為面々尊霊之訪ニ此置文也、於末代、此旨東殿・松岡殿、可為御計者也」とみえている。

寄進された田畠を「茶湯分ノ田地」と表現しているのが、『香取文書纂』⁽¹³⁾にある永正十五(一五一八)年二月二

十八日付「香取小四郎直重寄進状案」だが、この寄進状には同年十月二十四日付の添状⁽¹⁴⁾があり、「母にて候物、爲靈供而、田少シ奉寄候、永代彼亡者の御とふらい、御懇切に被成可給候」と記されている。また、大永二（一五二二）年十一月十三日付の「浄賢・道阿弥連署請文」⁽¹⁵⁾は、九条家の家司浄賢らが、茶そのものを念仏堂に祀られている前関白の霊前に供えるために畠地を寄進したというものである。ともに、こうした茶園・田畠等の寄進が、祖霊の法要等に必要とされる費用に充当する目的で行われたことを明確に示した史料といえよう。

ところで、「茶湯分ノ田地」とあったように、上記のような寄進のあり方に関連して興味深いのが、「茶湯料田」あるいは「茶湯料」の寄進である。一部の研究者に誤解されているが、これは、決して茶の湯や茶会を催す諸経費に充当するための行為ではなく、遺族や子孫たちが、今は亡き父母や故人の供養や祖霊の祭祀費用に充てるために料足や田畠を寺院や諸堂に寄進するもので、ときには自らの現世安穩・後世善処をも願って寄進する場合もあった。所見した範囲内で「茶湯料」という言葉がみえる早期の史料は、『法恩寺年譜』⁽¹⁶⁾ 応永十三（一四〇六）年の項にみえる六月三日付「正碩田地寄進状」で、成木方田地二段を、武蔵国多摩郡に所在した法（報）恩寺の石塔に「茶湯料」として寄付したことを示すものである。これもやはり、今は亡き父母など祖霊祭祀の供料に充てるための行為とみるべきであろう。

『明通寺文書』文明十七（一三八五）年閏三月二十一日付「日光坊昌範置文」⁽¹⁷⁾が記す「当坊（日光坊）エ永代帰（寄）附之中、方々暫下行之注文」の一条からは、高野山西谷の井久庵へ渡されるべき二貫文のうちの一貫文は、日光坊昌範自身の位牌を聖衆迎向院に立て置くための「茶湯領」であったことが判明する。「茶湯領」は「茶湯料」のことであるというまでもない。また「茶湯料」や「茶湯代」は田畠や金銭ばかりとは限らず、米（茶湯

料米)が用いられることもあり、共同出資による「茶湯料」の拠出ということもあつたようである。⁽¹⁸⁾ 世になると、茶湯料は「茶湯免」「茶湯面」とも称されて幕末・近代にまで至っている。⁽¹⁹⁾ なお、近

以上、茶園・田畠等および茶湯料田・茶湯料等の寄進を概観したが、時代的にみれば、茶園等の寄進は徐々に姿を消し、茶湯料がこの行為を包括しながら長く寄進の意味を持ち続けたと言えそうだ。つまり、故人の菩提供養の経費に充当すべき事由を明記しながら行われる茶園等の寄進が、時代を経るとともに「茶湯料」という名目の言葉によって表現されるようになり、それが徐々に社会的認知を獲得しながら特定の意味を含んだ言葉として定着し一般化していったと理解することができよう。

茶園や茶湯料の寄進は、菩提を弔い供養するための原初的な行為であつた。その淵源には、茶をもつて精霊を祭祀し供養するという、茶そのものが持つ本源的な意味の一端を読み取ることができらるだろう。

それでは、法事や法要などにおける供茶・献茶、あるいは茶園や茶湯料の寄進としての歴史をもつ葬礼の茶俗は、どのような形で継承されたのだろうか。以下、中国については清代・民国代の事例を集めた『中国地方志民俗資料匯編』⁽²⁰⁾、日本については近・現代の状況を伝える『日本民俗地図』「解説・資料」・『日本産育習俗資料集成』⁽²¹⁾に依拠し、一連の葬送儀礼のなかで茶が特徴的な姿をみせる例を掲出しながら、その茶俗がどのような意味を有しているのかを考えてみたい。

2. 近・現代における中国・日本の葬礼茶俗

〔納棺の茶俗〕「口中含茶」

中国と日本の葬礼茶俗のなかで酷似している事例として興味深いのが、「納棺」の際に登場する茶の在り方である。中国華東域の江西省『昭萍志略』（民国二十四年活字印本）によれば、この地域には「亡くなったら、すぐ銀物・米・茶を口に入れる」という習俗があり、「古礼」では「含」といったという。こうした例は他にも確認でき、中南域の広西壮族自治区来賓県でも、死の直前に、少しばかりの銀と茶葉を包んだ袋を口中に含ませるとしている。西南域の四川省『石泉県志』は清乾隆三十三年（一七六八）年の刻本に依拠したものが、清代のこの地域には「死者をまず沐浴し、糸帛でその首をつつんでから衣服を着せる。口に米・棗・銀・茶を含ませて入棺すること」を「小斂」と言っていたという。死者の沐浴に關し、貴州省独山県の苗族には「親が死んだら茶で沐浴し入棺するという民俗」があったという。いずれも、茶の清浄性や境界性といった意味を考える上でも興味深い事例といえよう。

中南域の湖南省嘉禾県⁽²⁵⁾では、「納棺に際して隨身巾・扇・塩・茶・米を用い、死体の周りは子孫の襲衣をぎつしりと詰める」とあり、貴州省開陽県⁽²⁶⁾では、入棺の際に「茶葉を三角形の布袋に詰めて死者の頭枕」にしたとあるが、同様の茶俗は、日本でも確認できる。たとえば、岡山県新見市千屋⁽²⁷⁾では、「棺の中に死人をすわらせ、ツメワラといってわらをつめ、一文銭をいれ、茶枕といって番茶五、六升を茶袋に入れる」とあるが、入棺の

際に、棺の中に茶葉や茶袋などを入れたり死者に持たせたりする習俗は、とくに沖縄県に多い。たとえば、中頭郡読谷村座喜味では、「死者のふところには、グソーヌナーギムン(みやげ)として茶の葉・生米(七回洗いなおしたものをそれぞれ少しずつ七包みにして、さらしの三角形の形にぬった袋に入れて手くびにさげさせた」という。こうした事例は、石垣市川平や八重山郡竹富町竹富・黒島でも同様のものがみられるが、平良市の島尻では、入棺にあたって「ヤスクボンという四角の木の盆」に花・米・酒・塩とともに「茶湯」が供えられ、池間・前里辺りでは「中ユカノ座」に置かれた死体を酒・白飯・お菜・線香とともに「茶の湯」で供養したという。

四国の香川県でも納棺時に茶葉を入れるという習俗がある。たとえば大川郡長尾町多和では「茶やシキビ葉を棺に入れてわらをつめた」といい、大内町誉水の場合は、「死人を丸い棺にねじりわらを敷いて坐らせ、お茶の葉と香を入れ、棺を飾ってヨトギをする」とされている。このほか、数少ない東日本の例だが、埼玉県秩父市大滝村滝之沢には「茶の青葉、ないときは製茶を棺の中にまいてふたをする」習俗が伝えられており、深谷市深谷では「入棺の方法として、わらをかめの中に敷いて遺体を入れ、まわりに初ぬかの袋かお茶がら袋をつめて体を支えてふたをした」という。いずれも、茶というものの社会的認識を考える素材として貴重である。

なお、納棺をすませた喪主は、様々に飾り立てた祭壇に棺を安置し、一夜を親類たちと共に過ごす。日本ではこれを「通夜」と称している。清代の例になるが、中国中南部の湖南省興寧県⁽²⁸⁾では、納棺後、親戚や朋友が豆・蔬・酌や茶などを供えて共に夜を過ごすことを「座夜」と称している。日中茶俗の同異を知る一例となろう。茶俗の範疇とはいいいくいが、台湾省の高雄県⁽²⁹⁾では、葬送にあたって死者が生前に使っていた茶碗を割る

といい、日本にも同様の習俗が現存している。

〔供儀の茶俗〕「献茶・点茶・奠茶」

死者の霊前に供える物は、実に多彩であるが、そのなかで茶は重要な供物の一つとして存在している。

霊前の供物を取り除いてからわざわざ「茗」を献じるといのは、中国中南域の湖南省巴陵県の例だが、これは清代の習慣でもあった。⁽³⁰⁾ 華北域の河北省張北県⁽³¹⁾では、喪礼祭祀にあたって左右に「茶所」・「酒所」と呼ばれた机棚が並べられ、主祭者となる長男は、この「茶所」に置かれた三個の茶碗をにかけて献茶の礼を四回繰り返すといい、滄県でも同様の献茶礼が行われている。祭祀供茶としての「点茶」の儀を行うというのは東北域の吉林省通化県⁽³²⁾だが、西北域の陝西省渭南地区⁽³³⁾では、殯の前夜、主祭者が三献の礼を行い、最後に孫が「奠茶」してから来賓を賓館に送る慣わしがあったという。

霊前に供えられる品物の種類には、日中間で大きな違いがあるものの、「献茗」「点茶」「奠茶」といった供茶の儀については基本的には同じといつてよいのだが、日本では、供物として茶を供えることを「茶湯(チャトウ)」と称することが多いのに比べて、中国の喪礼のなかに「茶湯」という呼称を見出すことは少ない。

〔葬列(野辺送り)の茶俗〕「茶湯」

野辺送りや葬送の行列に、「茶湯」と称する者が同行する例をしばしば見出すことができる。⁽³⁴⁾ 「天水」や「香炉」などと共に「天(奠)茶」とか「茶トウ(茶湯・茶筒)」と呼ばれた者が随行するこうした事例は、とくに東

北地方に濃密に分布しており、多くの場合、故人の子供や従兄弟・孫一人がこの役割を担った。青森県下北郡大間町大間の野辺送りに関しては、文政十一（一八二八）年二月の『行列帳』に「茶一人」の記載があるというが、岩手県や宮城県では、この「茶湯」を単に「茶」とか「お茶一人」とか称している。

葬列のなかの「茶トウ（茶湯・茶筒）・天（奠）茶」役の随行は、『中国地方志民俗資料匯編』からは検出できなかったが、このことに関連して興味をひくのが中南省河南省新安県の事例で、『新安県志』（民国二十八年石印本）には「葬之晚、孝子則持香・米・茶湯・柴草于墓側澆漑、然后烧之、如是者三日、名曰「焼炮火」（意炮為祓之訛、有祓除不祥意）」と見えている。「祓（炮）火を焼く」といった行為にケガレを祓う意味がこめられているだろうし、日本の各地に残る盆行事を中心とした茶湯（チャトウ）を彷彿とさせる習俗でもあるが、一方で、香・米・柴草とともに墓へ「茶湯」を持参する事例から考えれば、中国の葬列に「天水」・「香炉」などともに「茶湯」と呼ばれた役割の者が随行した可能性も存在する。

〔相互扶助の茶俗〕「茶講」

葬式の当日はもちろんのこと、式後三日目・七日目や忌明け、命日に行われる法事・法要などに、親戚や故人の友人を招いて茶で接待したり振舞ったりすることを、日本では「茶ノミ」「オ茶ワカシ」「茶立テ」などという地域もあり、そうした茶俗は日中間に大きな差はないのだが、この接待や振舞いの場面で重要な役割を演じるのが、隣近所や親戚による相互扶助である。中国の事例としては、華東域の山東省にみられるように、主人にかわって用問客を別室に招いて茶や饌でもてなす接待役のことを「知客者」と呼んでおり、親戚や友人が

代りにこれを務めるということもあったが、この習俗は昔の「相助」(相互扶助)の名残であると理解されている。西北域の陝西省咸陽地区⁽³⁶⁾では、「司賓延客待茶(司賓は客を招いて茶でもてなす)」とあるように、これを「司賓」と呼んでおり、渭南地区⁽³⁷⁾では「孫奠茶畢、送賓入賓館(孫は、茶を奠してから賓を賓館に送る)」のように、この接待役を孫が務めるということもあった。

葬儀に限らない⁽³⁸⁾のだが、こうした相互扶助のあり方も、茶俗のなかに含めて考えるべきだろう。中国ではわずかな事例しか検出できなかったが、日本の場合、初七日や忌明け・法事に親類や近隣の人々が集まって共食することを「茶講をする」といい、西日本、とりわけ佐賀県に濃密に残る茶俗である。たとえば佐賀県杵島郡大町町では、「ハツナンカという六日目の晩には、組内の人を招き茶講をする。フタ七日にも茶講をするが、このときの経費は親戚が出す。五十五日にも茶講をおこなう。年忌供養をしない年は祥月(シヨウツキ)といって、近所の人を招いて茶講をする」というが、こうした「茶講」の茶俗は県下一帯に分布している。

いうまでもなく「茶講」というのは隣保組織と言うべきで、佐賀県以外にも、九州では長崎県・熊本県・宮崎県でも存在し、宮崎市広原麗では通夜から葬式手伝い・野辺送り・墓穴掘りに至って取り仕切る「茶コウジユウ(茶講中)」の活動が詳細に伝承されている。なお、熊本県八代市妙見町に「茶ノミ屋」、福岡県柳川市沖ノ端に「御茶仲間」という名前の「茶講」もあるが、九州以外でも、中国地方では広島県山県郡大朝町新庄に報恩講とならんで「茶講」、岡山県上房郡賀陽町吉川には「講組」、近畿地方では大阪府南河内郡千早赤坂村千早に「茶組み」と称する隣保組織の存在が確認される。

〔キヨメの茶俗〕「飲茶」

最後に、葬送儀礼そのものと直接関係するわけではないが、この世界と不可分なところに位置し、死のケガレと密接に関わるキヨメの機能をもたされた茶俗について触れておきたい。

死人の出した家の火や水が忌避されるのは一般的な在り方で、東北地方では、別火の觀念が強く、その家に行つてお茶や食事をしないし、その家も来客にお茶を出すなどということをしてしない地域が多い。もし葬式のあった家で茶を飲んでしまったら、「お寺に行つてさい錢をあげ、お茶をもらつて飲めばよい」とする神奈川県中郡大磯町大磯のようなどころもある。富山県西礪波郡福岡町沢川では「湯灌は近隣の人が行い、使つた水はソウザンマイ（火葬場）に捨てた。湯灌にあつた人は手ヲノゴスといつて、一週間は湯茶を使わず、食事も家族と別にし、トイレにも出入りを禁じた」という。

総じて見れば、静岡県以西の地域では、茶を飲むことで死穢が清められるところが多い。たとえば、静岡県庵原郡由比町屋原では「葬式後、家人は一日の間は、他家を訪問する時には隣家に立ち寄り、お茶を一杯もらつて飲んでから出かけた」とある。福井県大飯郡高浜町上瀬では「ノから帰るときは、海で足を洗い、それからお寺で茶を飲む」とされ、愛知県知多郡日間賀島村では「三十五日目にすす払いをし、畳をもつにもどし、寺でお茶をもらつて飲むと、忌があける」と言われた。三重県熊野市磯崎町にも「死んでから一週間してから寺でお茶を飲んで魔を消し、漁業にはじめて出かける習慣があつた。また高知県吾川郡吾北村小川新別でも「埋葬を終わつて帰ると、まず塩で身を清め、出入り口の縁に湯飲みに入れておいてある茶をのむ」とされ、土佐郡本川村越裏門では「門口や縁先で塩バライをし、茶を飲んで清めた」という。

なお、中国の茶俗に、このような類の事例を見出すことはできなかつた。ただ、清康熙三十二（一六九三）年刻本による河南省『内郷県志』には、「南陽之俗」として、弔問に来た人は「一茶而去」、つまりちよつと茶を飲んで帰るとよいと記している。日本のように、弔問したことで身にふりかかつた死穢を、飲茶によつて清めるなどといったことが意識されていたかどうかは分からないが、死の忌みと深い関わりをもつ茶俗であるといえよう。

結びにかえて——葬礼茶俗にみる茶の文化的特質——

以上、中国の喪礼をも合わせながら、十四世紀半ば以降の文献に遡つて確認できる日本の葬礼茶俗の歴史を追い求め、それが近・現代にどのような形で継承されたのか、具体的な事例を挙げながら検証してきた。

法事や法要などにおける供茶・献茶は祖霊に対する饗応であり、茶園や茶湯料の寄進も同様に菩提の弔いを祈念した行為であつた。その場合の茶は、此の世にある者とあの世におわす精霊とを結びつける媒体としての役割を果たしている。言い換えれば、茶は此岸と彼岸の境界に位置する文化のモノであつた。納棺や供儀あるいは死穢とのかかわりで姿をみせる茶のあり方もまさにこの境界性の範疇に属しているが、この場合の茶は、死穢という非日常的な世界に区切りをつけたり死のケガレをキヨメて日常に戻るための機能を持たされていることが多い。葬送儀礼の茶俗は、まさに茶というものが本源的に有する意味あるいはそうした茶を受けとめてきた社会的認識の一端を提示しているのである。

注

- (1) 『比較日本文化研究』第八号 二〇〇四年十一月
岩波書店 一九八〇年刊
- (2) 『師守記』貞和元(一三四五)年九月二十七日条
- (3) 『無涯浩禪師語録』「小佛事」の項、『大日本史料』第六編之二十一所載。
- (4) 『建内記』嘉吉三(一四四三)年正月十八日条
- (5) 『蔗軒日録』文明十六(一四八四)年十一月一日条
- (6) 同前、文明十六(一四八四)年六月二十四日条
- (7) 『大乘院寺社雜事記』文明十三(一四八二)年四月二十二日条
- (8) 『人間文化研究』二十六号収載予定
- (9) 『続宝簡集』六、『高野山文書』、『大日本史料』第六編之六
- (10) 『臨川寺重書案文』、『大日本史料』第六編之十九
- (11) 『箕面市史』史料編二
- (12) 『大日本史料』第九編之八
- (13) 同前、『香取文書纂』
- (14) 『九条家文書』四
- (15) 『大日本史料』第七編之八
- (16) 福井県公文書館「古文書」目録データベースの検索による。
- (17) 天文十六(一五四七)年五月二十六日、毛利元就は安藝大通院に「茶湯料米」を寄進(『長防風土記』、東京大学史料
編纂所「大日本史料総合」データベースの検索による)。室町後期と推定される年未詳正月十七日付「吸江齊宗有書状」

は「三郎位牌」が立て置かれたことの礼を述べ、同人の二十九日の命日にあたって「茶湯料式石」を遣進（『大徳寺文書』、東京大学史料編纂所「古文書目録」データベースの検索による）。『瑞泉寺文書』（富山県公文書館所蔵史料）明暦二（一六五六）年十月十七日付「奥村因幡ら書状」には「茶湯料米五十俵」が、文化六（一八〇九）年十二月付「快円住覚」には「茶湯料三石」が瑞泉寺に寄せられたことなど。

(19) 『天文日記』 天文十三（一五四四）年十一月八日条（「れきはくホームページ」より）ほか。

(20) 一九八二年、北京大学に民俗学会が設立され、数多くの地方志に記載されている民俗資料が編纂・出版されたのが、丁世良・趙放両氏の主編になる『中国地方志民俗資料匯編』全六卷（北京図書館出版社）である。収録された民俗資料は、時代的には大半が民国・清国代のものであるが、礼儀民俗の「婚礼」「喪礼」「生育」と、歳時民俗の「正月」「三月」「七月」「十二月」などには茶俗に関する記載も多く確認され、生活民俗・信仰民俗には、茶の栽培や製茶あるいは茶にまつわる俗信や伝説を見いだすこともできる。同書の詳細は拙稿「中国中南域の茶俗 中国茶俗ノートI」（『人間文化研究』第一号 一九九九年十一月）、中国茶俗については同号以下（『人間文化研究』第一・二・四・五・六号）を参照されたい。

(21) 昭和三十七年度から同三十九年度の三カ年にわたって、文化財保護委員会が国庫補助事業として実施した「民俗資料緊急調査」に基づき作成されたのが、この『日本民俗地図』である。詳細については前掲注(1)の論稿参照。

(22) 以下、中国茶俗の事例は全て『中国地方志民俗資料匯編』によるが、それぞれに地誌の典拠本が記されており、その記載事例が何時頃の状況を伝えたものかを知る参考となるので、適時、それを記した。

(23) 『来宾県志』 民国二十六年鉛印本

(24) 『独山県志』 一九六五年貴州省図書館油印本（苗蛮民俗）

(25) 『嘉禾県志』 民国二十年刻本

(26) 『開陽県志稿』 民国二十八年鉛印本

- (27) 日本の茶俗事例については、その大半を『日本民俗地図』『解説・資料』・『日本産育習俗資料集成』に依拠した。
- (28) 『興寧県志』清光緒元(一八七四)年刻本
- (29) 『高雄県志』一九五八年至一九六八年鉛印本
- (30) 『巴陵県志』清同治十一(一八七二)年刻本
- (31) 『張北県志』民国二十四年鉛印本
- (32) 『通化県志』民国十六年鉛印本
- (33) 『同官県志』民国三十三年鉛印本
- (34) 前掲注(1)の論稿参照。そのなかで「天(奠)茶」「茶湯」「茶筒」といった役割を持つものは全事例の二六%(三〇例)を占めていることを指摘した。
- (35) 『増修登州府志』清光緒七(一八八一)年刻本、『萊陽県志』民国二十四年刻本
- (36) 『高陵県志』清光緒十(一八八四)年刻本
- (37) 『同官県志』民国三十三年鉛印本
- (38) 出産や婚礼においても、この「茶講」は相互扶助の隣保組織として大いに活躍している。詳細については、前掲注(1)および拙稿「中国・日本の婚礼茶俗と文化コミュニケーション」(『人間文化研究』第十七号 二〇〇六年三月)参照。